証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百六十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

附　則

［条を削る。］

第三条～第七条　［略］

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

第八条　第二十三条第一項の証券検査官のうち二人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部改正）

第二条　公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事務局に置く課等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十五人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （総務試験課） **第二条**　総務試験課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　略］ 2　総務試験課に、課長を置く。 （審査検査課） **第三条**　審査検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　略］ 2　審査検査課に、課長を置く。 （総括調整官の職務） **第四条**　総括調整官は、命を受けて、総務試験課の所掌事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。	（事務局に置く室等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十四人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （総務試験室） **第二条**　総務試験室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　同上］ 2　総務試験室に、室長を置く。 （審査検査室） **第三条**　審査検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　同上］ 2　審査検査室に、室長を置く。 （総括調整官の職務） **第四条**　総括調整官は、命を受けて、総務試験室の所掌事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百六十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］

附　則

（総合政策局総務課企画官の設置期間の特例）

第三条　第二条第一項の企画官のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第四条～第八条　［同上］

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

第九条　第二十三条第一項の証券検査官のうち二人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。